

2022年9月26日
全国港湾第22発第9号
港運同盟発22-第43号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保昌三 殿
港湾の自動化・機械化に関する労使協議会
業側代表 小野孝則 殿

全国港湾労働組合連合会 中央執行委員長
港湾の自動化・機械化に関する労使協議会

労側代表 柏木公廣

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 日吉正博

「中央・地区労使定例確認協議会(仮称)」の設置に関する申し入れ

22年9月22日(木)に開催した、港湾の自動化・機械化に関する労使協議会ワーキンググループにおいて、標記「中央・地区労使定例確認協議会(仮称)」について検討しました。ついで、9月30日(金)に開催予定の「港湾の自動化・機械化に関する労使協議会」において、標記「確認協議会(仮称)」を設置することの確認を行うよう申し入れます。

なお、組合側が提示した標記「確認協議会(仮称)」の概要は、別添①「RTG遠隔操作実施に伴う今後の措置について」に記し、その趣旨については、別添②「RTG遠隔操作実施に伴う今後の措置について/業側に対する説明文」の通りですので添付いたします。

以上

<添付>

別添① RTG遠隔操作実施に伴う今後の措置について

別添② RTG遠隔操作実施に伴う今後の措置について/業側に対する説明文

2022年9月22日

労使 RTG・WG 業側座長 殿

労使 RTG・WG 労側代表 竹内 一

RTG 遠隔操作実施に伴う今後の措置について

1. はじめに

2020年10月29日付、日港協と全国港湾・港運同盟による「港湾における RTG の遠隔操作化に関する確認書」（以降:本確認書という）を締結して以来、いよいよ各港に RTG 遠隔操作の波が本格的且つ具体的に押し寄せてきた。

我々は、関係当該港による一連の不履行問題をとおして、本中央労使確認書がいかに地域・現場で脆弱であったのかを改めて反省点として学習することとなった。

この事態を受け、全国港湾は労側独自の取り組みとして視察・査察体制を緊急的に構築し3回にも亘る視察・査察行動及び合同地区労使協議等をとおし鋭意取り組みを講じたことで、一連の協定不履行問題に対し是正させるに至った。

このことは、ひとえに現地での取り組みについて、全国港湾 RTG・WG 委員並びに当該地区港湾並びに当該地域組織に対し感謝するところである。

しかし、今後の懸案事項としてこのような事態（不履行問題＝港運専業・現業労働者・事業者の基盤崩壊）は、あってはならないが特に中長期的見地にたった場合、今後引き続き起こり得る事象であるとの認識にたつべきである。

については、本確認書履行体制（取り組み）を更に補強すべく且つ視察・査察行動をより強固なものとし、そして、我々が最も危惧する本確認書の事実上瓦解を防ぐべく、港運労使として一定の仕組みづくりについて本書をとおして提案していくものとする。

よって、大別的な枠組みとして本確認書を厳正履行させる仕組みづくりとコンテナターミナル運営自体の在り方としての仕組みづくりについて明記していきたい。

尚、本確認書に沿った提案内容であることについて明記しておく。

2. 「中央・地区労使定例確認協議会（仮称）」の設置

(1) 目的と趣旨

- ① 本確認書第3項でいう中央労使による検証について更に補強させることをその目的とし、上記前文の具現化を図ることをその趣旨とする。

② 尚、本協議会は労使RTG遠隔操作化WGのもとに設置するものとする。

(2) 定例の定義について

中央・地区共毎月/1回とし、中央労使は中央事前協議開催日と併せて開催し、地区労使は中央事前協議開催日である中央定例確認協議会（仮称）に報告ができる日程を設定する。

(3) 運営について

上記第(2)で記したように、まずは毎月/1回 地区労使定例確認協議会（仮称）を開催し、地区労使定例確認協議会（仮称）は、中央労使定例確認協議会（仮称）に対し書面で以て報告を行う。

その内容について中央事前協議開催日に中央労使定例確認協議会（仮称）を開催し地区労使定例確認協議会（仮称）報告について協議確認する。

中央労使定例確認協議会（仮称）は、本確認協議を踏まえて本確認書が履行されているか否かの確認を行う。

(4) 議事について

- ① RTG遠隔操作実施の際、中央事前協議で確認された作業体制及び定数の確認。
- ② その他疑義が生じた場合の措置に関する協議等。

(5) 労側委員構成について

- ① 中央については、中央事前協議委員であり且つ全国港湾本WG委員とする。
(現行委員体制なので問題ないとする)
- ② 地区については、各地区組織に委ねる。

3. 全国港湾・港運同盟、関係地区港湾・地域組織との定例連絡協議会設置について

全国港湾・港運同盟、関係地区港湾・地域組織は予め連絡をとりあい、当該コンテナターミナルに於いて本確認書が履行できているか否か事前調査連絡を行う。

4. 全国港湾・港運同盟、関係地区港湾・地域組織との視察・査察委員会（仮称）の設置

全国港湾・港運同盟、関係地区港湾・地域組織に於いて表題委員会を設置し、適宜、視察・査察を継続的に実施する。詳細については緊急視察・査察も視野に入れたうえでRTG・WG労側委員会審議に附す。

尚、この際当該地区港運協会は労側による視察・査察について拒否してはならないことを本確認書に基づき確認する。具体的には、9月22日開催の労使RTG・WG協議の際に労側より申入れ、事案処理に対する担保且つ前提とし協議に臨む。

5. 労使RTG・WG 継続協議事項について

- (1) 本確認書第2項について、具現化させる協議を引き続き取り組む。
- (2) 具体的には、本確認書第2項(A)(B)(C)について、港湾労働者とりわけ港運専業・現業労働者の雇用・職域確保拡大に結び付けるべく、労使RTG・WG協議をとおしてコンテナターミナル運営そのものを実質的に港運専業・現業労働者・事業者で行えるよう労使協議議題とする。
- (3) この際、関係行政との協議を同時並行的に取り組を進めると共に、港運労使共同での取り組みが実現できるよう日港協に対し提起していくこととする。

以 上

2022年9月26日

労使 RTG・WG 業側座長 殿

労使 RTG・WG 労側代表 竹内 一

RTG 遠隔操作実施に伴う今後の措置について 業側に対する説明文

1. はじめに

2022年9月22日開催の労使WGに於いて労側より表題「RTG 遠隔操作実施に伴う今後の措置について」（以降:本措置という）書面で以て提出したところである。

このなかで、業側より書面による事前説明提出を求められたことから本文について提出する。

ついで、2022年9月30日開催の「港湾の自動化・機械化に関する労使協議会」（以降:親委員会という）に於いて労使確認を前提として、次の内容の説明を行う。

2. 前文

2020年10月29日付、日港協と全国港湾・港運同盟による「港湾におけるRTGの遠隔操作化に関する確認書」（以降:本確認書という）を締結して以来、いよいよ各港にRTG 遠隔操作の波が本格的且つ具体的に押し寄せてきた。

我々は、関係当該港による一連の不履行問題をとおして、本中央労使確認書がいかに地域・現場で脆弱であったのかを改めて反省点として学習することとなった。

この事態を受け、全国港湾は労側独自の取り組みとして視察・査察体制を緊急的に構築し3回にも亘る視察・査察行動及び合同地区労使協議等をとおし鋭意取り組みを講じたことで、一連の協定不履行問題に対し是正させるに至った。

このことは、ひとえに現地での取り組みについて、全国港湾 RTG・WG 委員並びに当該地区港湾並びに当該地域組織に対し感謝するところである。

しかし、今後の懸案事項としてこのような事態（不履行問題＝港運専業・現業労働者・事業者の基盤崩壊）は、あってはならないが特に中長期的見地にたった場合、今後引き続き起こり得る事象であるとの認識にたつべきである。

ついで、本確認書履行体制（取り組み）を更に補強すべく且つ視察・査察行動をより強固なものとし、そして、我々が最も危惧する本確認書の事実上の瓦解を防ぐべく、港運労使として一定の仕組みづくりについて本書をとおして提案していくものとする。

よって、本確認書を厳正履行させる仕組みづくりとコンテナターミナル運営自体の在

り方としての仕組みづくりについて明記していきたい。

尚、本確認書に沿った提案内容であることについて明記しておく。

3. 前文に基づいた説明（案）

- (1) よって、労側として本確認書厳格履行に向けた労使による対応措置が求められているので、本措置について書面で以て提出した。
- (2) 9月22日開催の労使WGで労側は、本措置について9月30日開催の親委員会での労使確認が得られない場合、全ての事案について「拒否」する旨を予め表明している。
- (3) また、本措置について、中央労使・地区労使の対応措置が求められる。
については、先ず9月30日開催の親委員会に於いて「確認」を行ったうえで、以降、中央・地区労使が円滑に本措置に沿って対応できうる一定の時間を要することについては了解している。
- (4) したがって、本措置に係る書面様式等、円滑に中央・地区労使が対応できるよう直ちに労使WG間に於ける事務局会議（仮称）を設置し9月30日開催の労使協議確認を得たうえで、対応を図っていくべきと考える。

以 上